

# 総務財政常任委員会会議録

令和5年3月10日(金曜日)

鹿角市議会

出席委員等（6名）

委員長	舘花一仁	副委員長	宮野和秀
委員	中山一男	委員	栗山尚記
委員	戸田芳孝		

---

欠席委員（0名）

---

事務局出席職員

事務局長	佐羽内浩栄	書記	青山智晃
------	-------	----	------

---

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部付部長待遇	奈良巧一
総務部検査官 兼 契約検査室長	金田一延寿	総務部付次長待遇	木村正樹
会計管理者 兼 会計課長	佐藤千絵子	総務課長	守田敏子
総務課政策監 兼 行政班長	似鳥映	総務課政策監 兼 職員班長	黒沢書彦
総務課危機管理監 兼 危機管理室長	佐藤智紀	総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 特別給付対策室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	本田浩之	政策企画課長	金澤寛樹
財政課長	相川保	財政課政策監 兼 管財地籍班長	佐藤洋輔
監査委員事務局長	畠山修	選挙管理委員会事務局長	相馬天
総務課副主幹	石木田真知子	総務課副主幹 兼 秘書班長	畑澤正樹
総務課副主幹	川上諭	総務課副主幹	木村貴宏
政策企画課副主幹 兼 政策推進班長	田村宏一	政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長	児玉純哉
政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長	成田仁文	財政課副主幹 兼 財政班長	工藤伸哉
会計課副主幹	木村陽子	監査委員事務局副主幹	阿部美紀子
選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子		

## 午前 10 時 00 分 開会

### 【開 会】

○館花委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから総務財政常任委員会を開会いたします。

### 【委員長挨拶】

○館花委員長 代表質問、一般質問の対応大変お疲れさまでございました。

また、今日 3 月 10 日ということで、忘れてはいけない大事な日となっております。1945 年東京に B29 が、300 機以上の大空襲がありました。それによりまして 10 万人以上の犠牲者が発生しております。

昨年 2 月 24 日からロシアがウクライナに侵攻いたしまして、もう 1 年以上がたちました。いまだに収束が見えておりません。これによる犠牲者も日に日に増えていることは皆さんもご存じのとおりと思います。1 日も早い収束を願うところであります。

また、明日 3 月 11 日になりますと、東日本大震災から 12 年目を迎えます。改めまして、犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、いつこの大きな自然災害が、この鹿角にも起きないとは限りません。そのために、自らの命は自らで守るという意識を持って、また災害避難所に来ることができない弱者の方の把握も皆さんでしっかりとさせていただきたいと思っております。

以上で委員長挨拶を終わります。

本日の会議であります。去る 2 月 28 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 8 件及び陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思っております。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

### 【所管事項の報告について】

○館花委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 本日の所管事項の報告につきましては、資料に基づきまして各担当より説明させ

ていただきますのでよろしくお願いいたします。

○館花委員長 政策企画課長。

○金澤政策企画課長 私から、報告事項1の実施計画の概要についてご説明いたします。

資料1をお願いいたします。

実施計画は、去る2月20日に配信させていただいておりますけれども、資料1は新規・拡充事業を中心に概要としてまとめたものです。

始めに、1、計画の概要でありますけれども、令和5年度は前期基本計画の3年目として、成果指標の着実な向上を強く意識するとともに、地域の稼ぐ力を高める産業の振興と人口構造の若返りに向けた取組のほか、カーボンニュートラルの目標実現やデジタル化の推進に取り組むなど、前期基本計画の力強い前進を図ることとしております。

次に、2、重点事項等の推進についてでありますけれども、主な事項を抜粋して説明いたします。

取組方針1では、事業の高度化に資する設備投資を支援するとともに、企業立地促進条例の新たな奨励措置として、事業拡大に向けた新分野進出の取組を追加します。

企業力向上アドバイザーを鹿角工業振興会に配置し、企業の課題解決への支援やトヨタ生産方式による「カイゼン」の普及を図るほか、財務分析に基づくKPI設定支援やDX導入を推進します。また、スマート農業機械の導入費用を支援するほか、衛星測位システム基地局の設置により、自動走行農機等の導入・利用を促進します。

林業では、森林経営管理制度の下で集積・集約化を進めます。また、大館北秋田地域林業成長産業化協議会に参画し、自治体連携の強化と事業体の協業化等を促進するほか、森林認証を取得し、ブランド化を進めます。

2ページをお願いします。

取組方針2では、高校生が地元企業の情報に触れる機会を創出するほか、地元企業による大学生の採用活動を底上げするため、新たに採用力向上を図るためのセミナーを開催します。

また、女性や若者の就業を促進するため、テレワークを推進するほか、学生・求職者を対象としていた資格取得に係る費用支援について、既に就業している方も対象とし、キャリアアップを促進します。

新規就農者の確保・育成を図るとともに、林業を担う人材を育成するため秋田林業大学の受講生の受講料全額と研修時の家賃を支援します。また、林業事業体に対し、雇用助成のほか、安全装備品の購入を支援し、労働環境の向上を図ります。

取組方針3では、企業が実施する採用活動を支援するとともに、新たに大学生のインターンシッ

プ受入れにかかる宿泊・旅費等を支援します。

取組方針4では、3ポツ目、健康づくりに関する意識を向上させるため、健康教育や運動教室を実施するほか、民間企業の先駆的なノウハウを活用した健康づくりセミナーを開催します。

妊産婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、出産に要するかかり増し経費の一部を助成するほか、伴走型の相談支援を充実させるとともに、経済的支援を一体として実施します。

3ページをお願いします。

取組方針5では、医師の確保と地域医療の充実を図るため、本市での医療機関の開設を支援するほか、医師を個別訪問するなど県と連携して招聘活動を強化します。また、かつの厚生病院の小児科、産婦人科、精神科の非常勤医師と応援医師の派遣に対し助成を行うなど、医療機能の維持・充実に関わる運営費等を支援します。

取組方針6では、新婚世帯に対して行う家賃等の支援について、所得要件を緩和するとともに、29歳以下の世帯の補助額を60万円に引き上げ、新生活を経済的に支援します。

取組方針7では、一時預かり事業等の利用料を補助する子育てファミリー支援事業に、インフルエンザ等の任意の予防接種に対する費用を追加します。また、ファミリー・サポート・センターの活動報酬を引き上げるほか、利用料金については、児童扶養手当受給者等の利用料を半額にし、利用しやすい環境をつくれます。

4ページをお願いします。

取組方針11では、子育て世帯や高齢者世帯へのリフォーム支援を継続するほか、家庭部門の脱炭素化を促進するため新たに断熱改修を伴うリフォームを支援します。

空き家については、空き家実態調査を実施します。

取組方針13では、耐用年数を経過したごみ処理施設について、大館・鹿角エリアでの施設集約化に至るまでの在り方を調査検討し、令和7年度までに方向性を決定します。

取組方針15では、災害発生時に支援者が安心して避難活動ができるよう、けがの補償及び賠償責任の補償に対応した保険に加入します。

5ページをお願いします。

取組方針16では、消防署の水槽付ポンプ自動車を更新するほか、十和田分署の整備計画について、住民向け説明会を開催します。また、今後予定される消防指令システムの更新に併せ、デジタル技術の活用によるシステム機能の高度化を検討します。

取組方針17では、2ポツ目、市が管理する河川について河川台帳を整備し、異常気象による災害に備えます。

取組方針 19 では、G I G Aスクール構想を推進するため I C T支援員を配置するとともに、I C T機器の効果的な活用と授業の充実を図るため授業支援アプリを導入します。また、就学援助費にオンライン学習環境の導入支援を追加します。

取組方針 21 では、十和田図書館については、令和 7 年度のオープンを目指し、建築工事に着手します。また、開館 100 周年を迎える花輪図書館では、講演会など様々な記念イベントを開催します。

6 ページをお願いします。

取組方針 22 では、若者世代ふるさとネットワークの対象者に北東北在住者を追加し会員の拡大を図ります。また、移住の促進については、若者の定住促進を強化するため新たに民間賃貸住宅の家賃等を助成します。

取組方針 24 では、広域間での新たなつながりと、旅行者の周遊観光の促進を図るため八郎太郎三湖物語に焦点をあてたモデルツアーを造成します。

中滝ふるさと学舎では、地域力創造アドバイザーによる助言や指導を受けるとともに、外部人材として地域おこし協力隊を採用し配置します。また、地域活性化起業人を地域DMOに配置し、人脈やノウハウ等を活かした事業展開を進めます。

十和田湖を望む本市唯一の展望台である甲岳台までの林道整備を行います。

取組方針 25 では、交流人口の拡大を図るため、スポーツ合宿等の宿泊費の支援を継続するほか、葛飾区との交流については、サッカーによる相互交流やF Cバルセロナ葛飾校のサマースクールの受入れを行います。

7 ページをお願いします。

総合競技場については、日本陸上競技連盟による公認更新に向け大規模改修を実施します。

スキーと駅伝のまちを推進するため令和 5 年度はインカレを開催するほか、スキー人口の底辺拡大を図るためウインタースポーツに親しむ機会の創出を検討します。

取組方針 26 では、企業誘致戦略アドバイザーとともに企業誘致戦略を策定し、情報関連産業や再生可能エネルギー企業等をターゲットとした誘致活動を実施します。

起業・創業者に加え、新たに第二創業を行う事業者に対して、事業開始時に必要となる費用の一部を支援します。

再エネ水素利活用プロジェクトについては、基本設計の作成と今後の進展に伴う体制構築や国補助等の活用を検討し、今後の事業化判断を行います。

ゼロカーボンシティを実現するため、普及啓発講座等を開催するほか、カーボンニュートラル推

進マネージャー、再エネ導入推進員を採用し、エネルギービジョン及び地球温暖化対策実行計画に掲げた施策を総合的に推進します。

2030年の導入目標を達成するためEVマスタープランを策定するほか、公用車のEV化や公共施設への充電設備の導入を進めます。また、使用エネルギーの省力化と光熱費の削減を図るため省エネに資する設備更新を支援します。

取組方針27では、無形民俗文化財の保存団体等が実施する後継者育成に係る経費や用具等の保存修理や新調等に係る経費を支援します。

8ページをお願いします。

取組方針28では、縄文文化の価値と魅力を伝えるため、体験学習やガイドレベルアップ講座を実施するほか、かつの縄文祭を鹿魂祭とともに開催します。

大湯環状列石の保存活用計画を策定し、遺跡の本質的価値の再考と新たな学術的価値の向上につなげるとともに、今後の積極的な活用のあり方を明らかにし、第2次環境整備に向けて基本構想、実施計画を策定します。

本市の世界的価値を持つ観光資源の魅力を発信し、誘客促進を図るためヘリテージ・ツーリズムコーディネーターを配置するほか、SNS等を活用したプロモーションを強化します。

取組方針30では、文書管理の電子化やペーパーレス化を進め、電子申請サービスなど行政手続きのオンライン化を推進します。また、市ホームページをリニューアルし、より見やすく魅力あるものにするほか、SNSの導入、ウェブアクセシビリティの向上や閲覧・検索の最適化を図ります。

取組方針31では、市民との対話・交流と地域活性化を図るため、地域づくりミーティングを開催するほか、地域の共働事業の体制づくりを支援するとともに、出された意見を具現化する共働事業を実施します。

また、コミュニティ活動では、自治会活動の支援を継続するとともに、集落支援員を2名体制に増員し、活性化に取り組みます。

取組方針32は、都市計画道路の見直し方針を策定し、その方針に基づいた都市計画を推進します。

最後に、実施計画の公表についてであります。ただ今ご説明した概要と合わせて、市のホームページで公表しております。

以上で実施計画の概要説明を終わります。

○**館花委員長** 総務部検査官。

○**金田一総務部検査官 兼 契約検査室長** 私の方から、項目2の令和4年度前期の入札執行状況に

ついてご報告させていただきますので、資料2の業種別入札方式別発注総括表をご覧ください。

前期の入札執行分249件について、業種別に、建設工事・測量コンサルタント業務・役務提供・物品調達の4つに分類しております。

さらにこの4分類を、条件付き一般競争入札・指名競争入札・不落随契契約の3方式に分類しており、物品調達のみ公開見積調達を加えた4方式に分類しております。

契約金額は前期分で約14億3,000万円に及びますが、その8割ほどが建設工事となります。

以下、測量コンサルタント業務・役務提供・物品調達の順となっております。

業種別の平均落札率であります。建設工事が96.7%、物品調達が91.8%、測量コンサルタント業務が90.5%、役務提供が84.9%の順となっております。

この資料は、今月6日に開催されました鹿角市入札監視委員会での審議資料であります。今後も半期ごとに入札執行状況の取りまとめを行い、委員の皆様にも都度、報告をさせていただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

入札執行状況については以上です。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会の報告をさせていただきます。

3の鹿角市投票率等向上推進計画についてですが、昨年12月1日から1月4日まで募集しましたパブリックコメントは、1名から2件の意見が提出されており、計画の中の啓発活動の一部に「回覧」を追記・修正し、去る1月31日付で策定を完了し、市ホームページにて公表しております。

計画の概要につきましては、昨年12月12日の当常任委員会で報告しておりますので、改めての説明は割愛させていただきます。

なお計画は、市ホームページの掲載しているほか、閲覧用の紙媒体を各支所に備えております。各支所の閲覧用の設置期間は3月31日までとなっております。

任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙は、3月31日告示、4月9日投開票で執行予定です。

投票は、4月9日の市内6か所の共通投票所と、4月1日から8日までの8日間、市内6か所の期日前投票所をご利用できます。

計画に登載しております移動支援について、今回の秋田県議会議員一般選挙で導入いたします。

広報かづの3月号に記事を掲載しておりますが、4月9日の投票日当日に移動支援を実施いたします。

対象者は、①から③の条件を全て満たす方となります。

対象自治会等には、広報かづの 3 月号と一緒に移動支援を実施する旨の自治会回覧チラシを配布し、周知しております。

現在、運行スケジュール等を調整しており、広報かづの 4 月号と一緒に、対象自治会等には全世帯に対し、運行時刻のチラシを配布することとしております。

以上で選挙管理委員会からの報告を終わります。

○**館花委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項 1「実施計画の概要について」質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野委員。

○**宮野委員** これは、全部が全部変わったわけでもないでしょう。変わらないところもあるよな。

変わらないところは引き続きという考えですよ。よろしいですか。

○**館花委員長** 成田副主幹。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 今回実施計画のほうには 280 事業を登載させていただいております。そのうち、新規事業が 16、拡充事業が 48、廃止が 6 となっております、見直しが行われた事業が 25%ありますけれども、残りは引き続き継続事業となっております。

○**館花委員長** 宮野委員。

○**宮野委員** そうすれば、廃止された事業というのは、特にハードルが高かったとか、市民の声やパブリックコメント等で、これは廃止してもいいのかなと。そういうふうな感じで廃止したのかな。その理由は何だったのかな。

○**館花委員長** 成田副主幹。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 行政評価において、9 月時点で自注評価を行っておりますけれども、その時点で内部の評価の中で役割が終えたもの、あとはニーズがなかった事業というところを中心に、廃止になっております。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** この内容を見ますと、来年度当初予算に絡むものが結構あると思うんですけれども、現段階ではまだ議会を通過していないわけですが、万が一、その予算に対して修正があった場合には、こちらのほうも削除したりとか、部分によっては考えられるとは思いますが、その場合はどのような運びとなるのでしょうか。確認です。

○**館花委員長** 成田副主幹。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 今回実施計画は、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 か年の計画としてまとめさせていただいております。今回予算が通らずに、修正等があった場合は、令

和 5 年度を先送りしまして、令和 6 年度に事業を移すというような変更の手続きを取りたいと考えております。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** つまり年度をずらして、あくまでもこの方針は変えないということでしょうか。

○**館花委員長** 成田副主幹。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** その委員から出された意見を尊重しながら検討はしたいと思いますけれども、担当としましては必要なものとして今回実施計画に載せましたので、年度をずらして対応したいと考えております。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** もう一つなんですけれども、先ほど宮野委員から話があった省いた部分であったりとか、簡単に見れるような資料はあるのでしょうか。今必要というわけではないのですが、そういったものがあれば私たちも参考にしやすいんですけれども。なければ古いのと新しいのと全部見比べてチョイスするしかないんですけれども。

○**館花委員長** 政策企画課長。

○**金澤政策企画課長** 令和 5 年度から令和 7 年度までの実施計画において昨年までの実施計画から変更及び先送りした事業については、資料としてまとめたものがありますので、後ほど議会事務局を通してお渡ししたいと思います。

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 4 ページの取組方針 15 ですけれども、内容を聞いてもいいですか。けがの補償及び賠償責任の補償に対応した保険に加入することなんですけれども、今まで加入していなかった——新たにそういう保険に加入されるのか、その内容について教えていただきたい。どのくらいの補償の保険に入られるのか、その辺ちょっと教えてください。

○**館花委員長** 危機管理監。

○**佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長** こちらの保険ですが、令和 5 年度から新たに加入したいと考えております。災害時にご自分で避難が難しい高齢者世帯ですとか、障がい者のいる世帯などを対象とした避難行動要支援者名簿を民生委員ですとか自治会の協力をいただきながらこちらの名簿を作成しております。この名簿に登録された方を自治会等で避難をの支援をしていただく際にけがをってしまったり、避難行動中に建物ですとか物品を壊してしまった場合の損害補償、こちらを補償するための保険に新たに加入することによって避難行動をしやすいような環境づくりに努めたいと考えております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 これは支援者に対してということですよ。

○館花委員長 危機管理監。

○佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長 ご指摘のとおり、避難を支援する方のための保険となります。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 さっきもちょっとお聞きしたんですけど、補償はどれくらいの額の補償を考えていらっしゃるのか。賠償責任とかそんなに大きな保険料じゃないんですけども、けがの補償部分って意外と保険料が高いんですよ。これ民間に入るんですか、それとも共済か何かに入るんですか。その辺分かれば教えてください。

○館花委員長 危機管理監。

○佐藤総務課危機管理監 兼 危機管理室長 現在想定している保険なのですが、今年度新たに損保ジャパンさんのほうで商品化された保険となっております。こちらのプランで今現在想定しておりますプランが、死亡保険金として500万円、入院で日額5,000円、あと損害賠償保険の金額としまして1つの事故につき3億円という補償を想定しております。

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 取組方針16火災や救急に対する体制、今、しばらく忘れていたけれども、緊急流入路ありますけれども、今はドクターヘリで飛んだりと多々あるんですけども、あれの利用件数とか分かるものですか。

○館花委員長 奈良部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 緊急流入路についてですけども、主に施設間搬送ということで病院間の搬送に利用させていただいておりますけれども、年間で40件ほど使用実績がございます。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 消防署の水槽付ポンプ自動車の更新とかあるんですけども、救急車は大丈夫ですか。そういう救急車の更新とかは何も考えていないですか。

○館花委員長 奈良部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 救急車の更新については、昨年度本署の救急1号車、今年度十和田の救急車を更新させていただいております。実施計画でいきますと、令和7年度に南出張所の救急車を更新する予定ですので、順調に更新させていただいているところです。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に報告事項 2「令和 4 年度前期の入札執行状況について」、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に報告事項 3「鹿角市投票率等向上推進計画」について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野委員。

○**宮野委員** 私も一般質問で質問させてもらったんですが、投票率向上のためにやはり事業化したらどうだと、そういうふうなことを話をしたんですが、結局選挙管理委員会のほうで向上のための施策とかを自分のところで作って、あとは市のほうに、財政のほうにでもね、市長のほうにお願いすると。向上のためのそういう事業でね。そういうふうに遠慮しないで取り組んで、投票率を上げてほしいなという思いがあって一般質問で話したんですが。今後はやっぱり相馬さんのほうでも、事業費少しでも増やしてもらって、それが投票率につながれば鹿角の活性化になると。そういうふうな思いがあるので、ぜひお願いしたいと、そういうふうに思っています。どうですか、相馬さん。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 大変ご心配いただきありがとうございます。

市の選挙であれば市のほうの財政から応援いただける部分で最大限頑張っていきますけれども、国と県の選挙につきましては、基準額がありますのでその範囲内でできる限りの努力をして投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** 今回、この計画策定に当たって議会のほうからもいろいろ意見が出たと思います。それで、取りあえず今回の県議会議員選挙はこの形でやるということですが、またその結果を受けていろいろ見直す方向とか出てくるのですが、まだ 1 回しかやっていないからしばらくこれを続けるとかじゃなくて、やはり問題点が多く出てきたらまた、管理委員会のほうで会合を開いて改善できるところは改善していくという方向性なのでしょうか。確認です。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 黒澤議員の代表質問でも答弁しましたがけれども、各選挙で、終わり次第その投票結果につきましては分析して、計画に載っているものをそのまま行っていくわけではなくて、改善を加えながら投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。今回の県議選につきましては、この事業に取り組んでから、またその結果につきましては検証したいと考えております。

○**館花委員長** ほかにございませんか。中山委員。

○**中山委員** パブリックコメント、1人2件とありますけれども、どういう内容のコメントがあったんでしょうか。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** ホームページにもその内容は掲載しておりますけれども、一つは、この中身で報告したとおり、自治会の回覧を明記したほうがいいという内容がありましたので、それは計画のほうに。既に実施はしていましたが、計画のほうには書かれておりませんでしたので、計画のほうに回覧という内容は修正させていただきました。もう一つは、分析の方法についてということでしたので、それにつきましては参考にいたしますということで、今後の分析に取り入れてまいりたいと考えております。

○**館花委員長** 中山委員。

○**中山委員** それとあと、4キロメートル以上と。大体で結構ですけれども、その範囲外の要するにバスを出すところって、八幡平だとどことか、分かりますか。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 3月号の広報に対象の自治会は載せていますけれども、全部で17行政区が対象となっています。八幡平ですと、水沢、熊沢、切留平、それとあとは湯瀬が対象となっております。

○**館花委員長** 中山委員。

○**中山委員** そうすれば今後、そういう外れたところにはきちっとバスの時間を示して、それに乗ってくださいよってということで、投票してもらうことでよろしいですか。あとバスは大きい小さい、そこもお願いします。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 対象は先ほどの所管事項にも書いておりますけれども、運転できなくて移動が困難な方ということですが、あと高齢者と障害認定を受けている方でバスに自力で乗れる方が条件になりますけれども、そういう方を対象としております。

先ほど所管事項の中でも報告しましたが、今後の4月号の広報、選挙の直前になりますけれども、そのタイミングで対象自治会には全戸配布という形で運行スケジュールを配布しまして、この時間にここにバスが来ますという形でスケジュールのほうは配付します。

バスにつきましては、何分狭いところに行かなければならない地域が多いために、今回はマイクロバスを準備しております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

#### 【案 件】 付託事件の審査について

○館花委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第3号「財産の処分について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○相川財政課長 議案書の10ページをお開き願います。

議案第3号、財産の処分についてであります。

提案理由は、旧下モ平児童館を、下モ平自治会の集会施設として無償譲渡するものであります。

処分する財産ですが、建物の名称は、旧下モ平児童館。所在は、鹿角市尾去沢字下モ平5番地。構造等は、昭和45年建築の木造平屋建1棟、延床面積は67.90平方メートルです。処分方法は、無償譲渡。相手方は、下モ平自治会です。

次の11ページに位置図を添付してございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○館花委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第4号「鹿角市議会議員及び鹿角市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」及び議案第5号「鹿角市議会議員及び鹿角市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」の2議案について議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、12 ページをお願いします。

議案第 4 号、鹿角市議会議員及び鹿角市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例を改正するものです。

改正内容であります、13 ページをお開きください。

第 4 条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払いに関する規定ですが、同条第 2 号に定める自動車の 1 日当たりの使用に対し、支払うべき金額の上限を 1 万 5,800 円から 1 万 6,100 円に、また、次のページになりますが、燃料の 1 日当たりの代金の上限を 7,560 円から 7,700 円に引き上げます。

第 6 条は、選挙運動用ポスターの作成の公営について、15 ページの第 8 条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いに関する規定ですが、ポスター 1 枚当たりの印刷単価を 525 円 6 銭から、541 円 31 銭に、デザイン費用や撮影代などを含む加算額を 31 万 500 円から 7 万 5,500 円にそれぞれ改めます。

また、第 9 条を第 10 条とし、新たに第 9 条として選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額に関する規定を置き、候補者 1 人につき第 8 条に規定する単価の限度額に、ポスター掲示場の数に最大で 1.2 を乗じて得た数を乗じた額を限度額とする旨定めます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行します。

続きまして、17 ページをお願いします。

議案第 5 号、鹿角市議会議員及び鹿角市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用ビラの公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例を改正するものです。

18 ページをお開きください。

改正の内容であります、第 4 条は、選挙運動用ビラの作成負担限度額及び支払いに関する規定ですが、1 枚当たりの作成単価の上限を 7 円 51 銭から 7 円 73 銭に引き上げます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上です。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野委員。

○**宮野委員** これ、随分細かい改正だよね。この算定というのは、どこからきているのかな。国とか県とかそういうふうな次元なのかな。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** この改定につきましては、主に参議院選挙のタイミングで改正が行われておりまして、3年ごとにそのときの物価ですとか、そういったものを反映した形で改定が行われて、国のほうから定められてきます。

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ほかにないようですので、本2議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本2議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号及び議案第5号の議案2件について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第4号及び議案第5号の議案2件について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第6号「鹿角市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 19ページをお願いします。

議案第6号、鹿角市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、開示決定等の期限その他の必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

本年4月1日から改正法が施行されることに伴い、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が一元化され、個人情報の定義や個人情報の収集・利用・提供に関わる制限規定が統一化されることとなります。

これを受け、現行の鹿角市個人情報保護条例を廃止するとともに、法律で委任された事項及び条

例で定めることが認められた事項を規定します。

次のページをお願いします。

鹿角市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)です。

第1条は、条例の趣旨として、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める旨規定します。

第2条では、この条例で用いる用語の定義は、法及び施行令で使用する用語の例による旨規定します。

第3条は、開示決定等の期限に関する規定です。

法の開示決定等期限は、30日以内と定められていますが、本市では、現行条例での運用を踏襲し、請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならない旨規定し、開示請求者の期限の利益の維持を図ります。

また第2項では、実施機関が大量請求などの理由により、事務処理上15日以内に開示決定等ができない場合には、法の規定と同様に、30日以内に限り延長することができる旨定めます。

この場合、実施機関は、開示請求者に遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならない旨定めます。

第4条は、開示決定等の期限の特例に関する規定です。

開示請求があった保有個人情報が著しく大量な場合など、請求日から44日以内に全ての開示決定することで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定に関わらず、相応の部分の開示決定等を行い、残りについては、この条項を適用する旨とその理由、残りの保有個人情報の開示決定等をする期限を記した書面を開示請求者に通知して相当の期限内に開示決定等すれば足りる旨定めます。

第5条は、費用負担に関する規定です。

保有個人情報が記録されている文書や図面の写しの交付に要する費用、電磁的記録についての開示の方法に要する費用は、開示請求者の負担とする旨定めます。具体的な費用の金額は、委任する規則で定めますが、現行と同額といたします。

第6条は、開示請求に係る手数料の規定ですが、現行の運用と同様に、開示請求手数料は徴収しない旨定めます。なお、閲覧も無料のままとなります。

21ページをお願いします。

第7条は、行政不服審査法に基づく審査請求の諮問先機関を規定する条文ですが、開示請求者が

ら開示決定等について審査請求があった場合の諮問先として、議案第 7 号で新たに設置する鹿角市情報公開・個人情報保護審査会とする旨定めます。

第 8 条は、運用状況の公表についてですが、現行の運用どおり、市長が毎年 1 回、開示決定等の件数などを取りまとめて公表する旨規定します。

第 9 条で、規則への委任規定を置きます。

附則であります。本条例の施行期日は、法の施行期日と同じく令和 5 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項において、現行の鹿角市個人情報保護条例を廃止します。

第 3 項から次のページの第 8 項までは、旧条例の廃止に伴う経過措置について、それぞれ規定します。

議案第 6 号の説明は以上です。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野委員。

○**宮野委員** これ、年間でどれくらいの請求が来るのかな。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 年間の件数ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

個人情報の開示請求につきましては、あまり実績がない状況でして、令和 3 年度は 1 件もないという状況でございます。情報公開の請求のほうは、年に 20 件、30 件はあるんですけど、個人情報の請求のほうはないというふうな状況です。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** 第 7 条にある、鹿角市情報公開・個人情報保護審査会の構成を教えてください。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 議案第 7 号のほうで統合した形で審査会を設置するんですけども、現行は分けて設置しておりまして、委員 4 名です。

識見を有する方ということで、構成の内訳としましては弁護士 1 名、司法書士 1 名、主任児童委員の方 1 名、人権擁護委員の方 1 名の 4 名の構成で設置しております。

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 第 5 条の費用の負担、手数料は徴収しないんですけども、これは図面の写しとかは、費用はどれくらいかかるんですか。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 請求に関する 1 件当たりの手数料は徴収しないということで、

これは県内の自治体も同じような形で手数料は無料としております。

あとは実費負担としまして、コピーして交付する場合 1 枚当たり 10 円ということで、手数料条例に定めております。（「図面も一緒」の声あり）図面も 1 枚当たり 10 円です。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 6 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 7 号「鹿角市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、23 ページをお開き願います。

議案第 7 号、鹿角市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定等による諮問機関として、鹿角市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定するものです。

24 ページをお願いします。

鹿角市情報公開・個人情報保護審査会条例(案)です。

第 1 条では、本条例の趣旨として、鹿角市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、必要な事項を定める旨規定します。

第 2 条は、この条例で用いる諮問庁、公文書、保有個人情報の用語の定義をそれぞれ定めます。

第 3 条は、審査会の設置に関する規定です。

審査会は、鹿角市情報公開条例第 13 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること、並びに個人情報保護法第 105 条第 3 項で準用する同条第 1 項に規定する行政不服審査法による審査請求の諮問などに応じ、調査審議する旨定めます。

第 4 条では、現状の審査会の設置状況を鑑み、委員 4 人以内をもって審査会を組織する旨定めま

す。

第5条は、委員に関する規定ですが、委員は優れた識見を有する者のうちから市長が任命するものとし、次のページになりますが、委員の任期は2年とすることなどを定めます。

また第6条では、会長の設置と職務等について、第7条では、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない旨定めます。

第8条では、審査会の調査権限について規定します。

審査会は、必要がある場合は、諮問庁に対し、公文書または保有個人情報の提示などを求めることができるほか、個人情報・公文書の情報について分類または整理した資料の提出を求めることができる旨規定し、諮問庁はこれを拒んではならない等といった権限を与えるものとします。

第9条から次のページの第11条では、審査請求人等から審査会に意見陳述等、主張書面等の提出や提出資料の閲覧・交付を求めることができるといった行政不服審査法と同様の規定を定めます。

第11条第3項では、審査資料等の写しの交付手数料として、行政不服審査法の規定により、鹿角市手数料条例に規定する手数料を納めなければならない旨規定します。

第12条では、規則への委任規定を置きます。

附則ですが、本条例は令和5年4月1日から施行します。

第2項では、本条例の施行に際し、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表に規定する現行条例の各委員の名称を改正案のとおり改めます。

第3項では、鹿角市情報公開条例第13条及び28ページの第14条をそれぞれ改正案のとおり改めます。

第4項では、審査関係人から審査会に対して行われた書面交付の求めに応じ、提出書類の写しの交付手数料の金額を定めるため、鹿角市手数料条例の一部改正を行います。

第5項と第6項は、条例の施行に当たり経過措置規定を置きます。

議案第7号の説明は以上です。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。中山委員。

○**中山委員** 第7条の会議ですが、委員の過半数以上、委員4人以内となっておりますけど、ということは2人いれば大丈夫でしょうか。それとも3人いなければ会議は成立しないのか、そこを確認させてください。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○似鳥総務課政策監 兼 行政班長 4人の内の過半数ですので、3人以上で成立ということになります。

○館花委員長 ほかにございませんか。宮野委員。

○宮野委員 ここにきて、条例とか審査会とかを設けますよと、今年の4月から。何で今こういうことになったのかな。国のほうからの方針とか、そういうことなのかな。

○館花委員長 似鳥政策監。

○似鳥総務課政策監 兼 行政班長 今回条例の改正に至った経緯としましては、国で個人情報保護法が改正されたことに伴いまして、市の個人情報保護条例を廃止し、新たに審査会条例が必要となったものであります。法律改正により既に設置しております審査会の担う役割も限定的になったということもあり、これまでは、個人情報の関係であれば個人情報のオンライン結合ですとかに対しても審議案件になってあったんですが、法律のほうで大分カバーされるということもございませし、法律のほうで大分制限されてくるという中で、個人情報保護審査会の役割が、開示請求に対して行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合の審査が対象になるということで、個人情報保護と情報公開のそれぞれの審査会のほうで同じような役割を持つということもありまして、今回この2つの審査会を統合して、条例を制定して審査会を設置することにしましたものです。条例制定の発端としましては、国の個人情報の保護に関する法律の改正の対応に伴って審査会のほうも統合して、これは市のほうの取決めなんですけれども、統合して設置するというので、国のほうに基づく対応ということになります。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第7号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第8号「鹿角市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、30 ページをお願いします。

議案第 8 号、鹿角市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、職員の旅費に関する赴任の規定を整理するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 2 条は用語の定義を規定していますが、第 1 項第 4 号において、赴任を適用する対象職員を、新たに採用された職員から、採用された職員のうち規則で定める者に改めます。

なお、委任する規則においては、赴任に伴う旅費の支給を受ける者として、市の要請により国または他の地方公共団体その他これに準じる団体を退職し、引き続き本市の職員となった者及び包括条項を規定します。

附則ですが、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

○館花委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 8 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 23 号「令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 16 号）中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項 4 目財政管理費、9 目情報管理費、10 目防災諸費、11 目地籍調査費、9 款消防費、12 款公債費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いします。宮野委員。

○宮野委員 この間、総務部長が本会議のときかなり詳細にわたって話してくれたんだよね。ここ

までしなくてもいいんじゃないかなってくらい事細かに話してくれたんで。私自身は概略で、まあこれ予算なので概略っていうわけにはいかないんですが、メインのところだけでもきちっと話してもらえればと思います。かなり細かく話してくれたので。

○**館花委員長** それでは説明をお願いいたします。財政課長。

○**相川財政課長** 多少かいつまんだ説明となりますがよろしくをお願いいたします。

議案第 23 号、令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 16 号）条文及び当委員会に関連する歳入について私から説明させていただきます。

予算書につきましては、4 ページとなります。

補正予算第 16 号ですが、一連の官製談合事件に係る賠償金収入と、これに伴い生じる市債過充当分の繰上償還元利金を追加するほか、国の補正予算に対応した地籍調査事業、農業水利施設整備事業、道路舗装長寿命化対策事業の追加や、実績見込みによる各事業費の調整を行います。

それでは第 1 条です。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 7,754 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 211 億 5,380 万 1,000 円とする。

第 2 項予算の款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条は繰越明許費の追加及び変更、第 3 条は債務負担行為の追加、第 4 条では地方債の変更及び廃止を定めております。

8 ページをお願いします。

第 2 表繰越明許費補正、1 の追加は、2 款 1 項地籍調査事業、6 款 1 項農業水利施設整備事業、8 款 2 項道路舗装長寿命化対策事業の 3 事業は、国の補正予算に対応した事業の前倒しにより、8 款 2 項福士川改修関連市道整備事業、同じく 3 項急傾斜地崩壊対策事業の 2 事業は県事業負担金で、県工事が年度内に完了しないことにより、また、その他の事業については、それぞれ年度内完了が困難となったことにより、繰越明許費を設定します。

2 の変更は、6 款 1 項令和 4 年大雨災害農業経営等復旧・再開支援対策事業の実績見込みにより設定金額を増額します。

次のページをお願いします。

第 3 表債務負担行為補正は、11 ページまでの計 75 件について、令和 5 年度当初から業務を円滑に行うため、3 月中に契約する必要がある施設管理等委託料などを追加します。

12 ページをお願いします。

第 4 表地方債補正の 1 の変更は、国の補正予算に対応して農業用水利施設整備事業、道路橋りよ

う整備事業、急傾斜地崩壊対策事業の借入額を増額するほか、国の事業費査定の結果や年度内の出来高見込等に合わせ借入額を減額します。

また、2の廃止では、合併処理浄化槽整備事業の単独分の補助実績がなかったため廃止いたします。

1の変更と2の廃止を合わせた地方債補正の規模は、1億2,390万円の減額となるものであります。

16ページをお願いします。

2歳入です。

10款1項1目1節地方交付税1億3,657万5,000円は、国の第2号補正において普通交付税の再算定が行われたことに伴う追加交付分です。

14款1項1目4節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金227万1,000円は、歳出の認可保育園保育委託料の実績見込みにより追加するものです。

2項4目1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金817万5,000円は、国の第2号補正予算により市道花輪小坂線の舗装補修工事に充当します。

17ページをお願いします。

2項1目1節総務管理費補助金の地籍調査費補助金705万4,000円は、国の補正予算に対応して、補助率国2分の1、県4分の1で追加されるものです。

2節農業費補助金の農地集積協力金事業費補助金から新規就農者経営発展支援事業費補助金の減額については、いずれも実績見込みによるものです。

18ページをお願いします。

同じく、米生産低コスト技術等導入支援事業費補助金4,937万5,000円は、スマート技術等を活用した省力化・低コスト化に必要な農業用機械導入等に対する補助金で、歳出に対応して計上します。

9目1節農林水産業施設災害復旧費補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金の3,242万5,000円の減額は、昨年8月の大雨により被災した農業用施設に係る補助金の一部が、国の令和5年度予算で措置されることとなったことから対象工事分を減額するものです。

また、災害復旧事業査定設計委託費等補助金2,784万7,000円は、被災した農地や農業用施設の査定設計委託料に対して交付されるものです。

16款2項1目2節立木売払収入の4,155万5,000円は、大湯箒畑付近の国有林と毛馬内青沢水無沢の県営林の皆伐に係る売払収入です。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 2 億 8,251 万 4,000 円の減額は、今回の財源調整により繰戻しします。

次のページをお願いします。

20 款 5 項 3 目 1 節違約金及び延納利息の違約金 9,213 万 1,000 円は、一連の官製談合事件の対象となった、3 件の工事請負契約に係る賠償金で、昨年 8 月に受注業者 3 社から全額納付となっておりますが、この賠償金の納付により、当該工事費の財源として借入れた市債に過充当が生じ、繰上償還が必要となるため、歳出公債費の予算補正と合わせて計上するものであります。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入の後期高齢者療養給付費負担金返還金 3,644 万 8,000 円は、令和 3 年度実績の確定による返還金です。

21 款市債については、地方債補正で説明したとおりであります。

歳入の説明は以上であります。

○**館花委員長** 議会事務局長。

○**佐羽内議会事務局長** 20 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費ですが、補正額 211 万 8,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により常任委員会等の行政視察や、各種議長会等の会議中止及び出席取りやめに伴い不用額となる普通旅費、諸会負担金を減額するものであります。

以上で 1 款の説明を終わります。

○**館花委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 続きまして、2 款 1 項 4 目 0105 財政管理費の繰上償還加算金 347 万円は、先ほど歳入でも触れた、官製談合事件に関連した費用となりますが、違約金納付に伴う市債の繰上償還が、借入証書の特約条項に定める、法令若しくは慣習に违背する事実があった場合の繰上償還に該当するため、償還元金に財務大臣が定める率を乗じて算出される額を加算金として計上するものです。

続きまして、9 目情報管理費の 311 万 8,000 円の減額は、契約実績による減額です。

10 目防災諸費の 742 万 3,000 円の減額は、実績見込みによる減額となります。

11 目地籍調査費の 1,167 万 2,000 円は、国の補正予算に対応して、八幡平地区山林の面積測定や一筆地測量などを前倒しで実施するため、地籍調査委託料等を追加します。

28 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目常備消防費の 466 万 9,000 円の減額は、消防費負担金の実績見込みによるもので

す。

31 ページをお願いします。

12 款 1 項 1 目元金の 9,196 万 9,000 円は、官製談合事件の対象となった、3 件の工事請負契約に係る賠償金の納付により、当該工事費の財源として借入れた市債に過充当が生じることに伴い、当該過充当分の繰上償還元金を計上するものです。

同じく、2 目利子の 21 万円は、元金の繰上償還に伴う利子です。

以上で補正予算第 16 号の説明を終わります。

○**館花委員長** ここで 11 時 30 分まで休憩します。

**午前11時19分 休憩**

○

**午前11時29分 再開**

○**館花委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 23 号の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。中山委員。

○**中山委員** 16 ページに普通交付税がありますけれども、これは最終ですか。あと特別交付税はこれからあるかと思うんだけど、そこら辺の今後の見通しを教えてください。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○**工藤財政課副主幹 兼 財政班長** 特別交付税と普通交付税がありますが、特別交付税は 3 月下旬の決定となりますので、確定後専決補正にて対応したいと思いますが、現在この 3 月補正に上げたものは普通交付税の分で、国の補正予算により追加された分ということで、これが普通交付税としては最終決定された額となります。

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、歳出 1 款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、2 款 1 項 4 目財政管理費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、9 目情報管理費について、質疑・ご意見等がございましたら

ら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、10 目防災諸費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、11 目地籍調査費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、9 款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、12 款公債費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第 23 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 29 号「令和 5 年度鹿角市一般会計予算中、条文、歳入 2 款地方譲与税以降全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費、9 款消防費、12 款公債費、13 款予備費」を議題とします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。財政課長。

○**相川財政課長** それでは、議案第 29 号、令和 5 年度鹿角市一般会計予算の条文及び当委員会に関連する歳入について、説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

説明はかいつまんでということでしたので、特に歳入のほう、かいつまみながら説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ184億6,800万円と定めます。

第2条、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条で債務負担行為、また第4条で地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めます。

第5条では、一時借入金の借入れの最高額を15億円と定めます。

次のページをお願いします。

第6条は、歳出予算の流用について、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合には、同一款内での流用をできることと定めます。

11ページをお願いします。

第2表継続費であります。10款5項社会教育費の十和田図書館整備事業について、令和5年度から令和6年度までの2か年、総額7億5,807万6,000円の継続費を設定するもので、年割額は、令和5年度2億384万2,000円、6年度5億5,423万4,000円とします。

第3表債務負担行為は、令和5年度の移住者融資資金利子補給費補助金及び若者・女性創業資金利子補給費補助金の2件について設定し、それぞれ期間及び限度額を記載のとおりとするものです。

次のページをお願いします。

第4表地方債の5年度借入れは26件、14億6,960万円で、前年度と比較して6億1,760万円の増となりました。

新たな起債事業は、市民センター整備事業、交流センター整備事業、児童福祉施設整備事業、高能率生産団地路網整備事業、河川整備事業、除雪対策事業、農業用施設災害復旧事業。また、継続事業は、道路橋りょう整備事業、公営住宅建設事業、消防施設整備事業、社会教育施設整備事業、社会体育施設整備事業などで、過疎債や緊急防災・減災事業債などの交付税算入が見込める有利な起債の活用を図りました。

臨時財政対策債は、前年度比1億4,000万円減の1億円としております。

なお、年度末残高は、予算書206ページの地方債に関する調書に記載されております。

17ページをお願いします。

2款地方譲与税から、20ページをお願いします。

9 款地方特例交付金までの各種交付金は、4 年度の実績見込み等を参考にそれぞれ計上していません。

10 款地方交付税は、地方財政計画の収支見通しや 4 年度の普通交付税決定額等を参考に、普通交付税は、前年度比 8,654 万 4,000 円、1.3%増の 66 億 4,149 万円を、特別交付税については 7 億円をそれぞれ見込み、合わせて 1.2%増の 73 億 4,149 万円を計上しております。

次のページをお願いします。

12 款 2 項負担金は、1 目 1 節の老人措置費負担金、2 節の認可保育所等運営費負担金などの計上により、前年度比 642 万 6,000 円の増となっています。

13 款 1 項使用料は、主なものとして、1 目 1 節の庁舎等使用料など各公共施設等の使用料を計上しており、次のページ、22 ページの 6 目 1 節大湯ストーンサークル館使用料において、世界遺産登録による展示ホール観覧料の増を見込むなど、前年度比 134 万 6,000 円の増で計上しています。

23 ページをお願いします。

13 款 2 項手数料は、主なものとして、1 目 1 節事務手数料、2 節戸籍手数料などを計上していますが、4 年度の実績見込みなどから前年度比 19 万 8,000 円の増で計上しています。

次のページをお願いします。

14 款 1 項国庫負担金は、主なものとして、1 目 2 節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金、4 節児童福祉費負担金の児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、5 節の生活保護費負担金など、法令で定められた給付費、扶助費など義務的経費を国が負担するもので、生活保護費負担金の減などを見込み、前年度比 6,289 万 8,000 円の減で計上しています。

25 ページをお願いします。

2 目 3 節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金 5,538 万 3,000 円は、児童クラブ等の運営に係る放課後児童クラブ運営事業や、一時預かりや延長保育などの保育サービス充実事業の実施経費については 3 分の 1、子ども未来センターの運営事業については 3 分の 2 がそれぞれ補助されるものです。

3 目 1 節保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金 909 万 4,000 円は、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実や、妊娠・出産時の負担軽減を目的とした出産・子育て応援交付金の支給に対して補助されるもので、伴走型相談支援については補助率 2 分の 1、出産・子育て応援交付金の支給については補助率 3 分の 2 です。

同じく、14 款 2 項 4 目 1 節道路橋りょう費補助金の道路メンテナンス事業補助金 1 億 3,236 万 9,000 円は、橋りょう長寿命化計画に基づき、修繕、更新等について計画的かつ集中的に実施する

橋りょう点検及び橋りょう補修工事などに対して交付されるもので、補助率は59.95%です。

3節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金1億406万9,000円は、公営住宅建設事業に係る施設整備工事費や公的賃貸住宅家賃低廉化事業などに係る交付金で、補助率は50%などです。

27ページをお願いします。

15款1項県負担金は、国の負担金と同様、法令等によって県が負担を義務づけられているもので、主なものとして、1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金、2節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金、3節老人福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、前年度比2,522万9,000円の減で計上しております。

28ページをお願いします。

2節企画費補助金の市町村移住支援事業費補助金360万円は、東京23区在住者等が市に移住し、県が登録した市の対象企業に就職又は関係人口である「鹿角家」に登録等して市に移住した場合、1世帯当たり最大100万円を助成するもので、世帯に18歳未満の子供がいる場合はさらに1人につき30万円が加算されるものです。補助率は国2分の1、県4分の1です。

3目1節保健衛生費補助金の出産・子育て応援交付金245万8,000円は、出産・子育て応援交付金の支給などに対する県補助分、補助率は4分の1などです。

その下の、あきた出産おめでとう給付金事業費補助金421万8,000円は、出産・子育て応援交付金に2万円を上乗せして支給するための県単独補助で、補助率は10分の10です。

29ページをお願いします。

4目2節農業費補助金の夢ある園芸産地創造事業費補助金1,238万6,000円は、園芸振興計画に位置づけられた認定農業者等が、所得向上と園芸品目等の生産拡大に向け、農業用機械等の導入に要する経費を支援するもので、補助率は2分の1などです。

同じく、農業次世代人材投資事業費補助金1,430万円は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るとともに、49歳以下の方の新規就農を促進するため、認定新規就農者等の経営開始を支援するもので、補助率は10分の10です。

3節農地費補助金の多面的機能支払交付金1億1,544万5,000円は、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取組を支援するもので、補助率は国2分の1、県4分の1です。

鳥獣被害防止総合対策交付金400万円は、有害鳥獣による人身被害や農作物等への被害を食い止めるため、鹿角市鳥獣被害対策実施隊による駆除経費等に対して交付されるものです。

30ページをお願いします。

8目1節農林水産業施設災害復旧費補助金の農業用施設災害復旧事業補助金9,717万円は、昨年8月の大雨により被災した農業用施設13か所の災害復旧工事費に対して交付されるもので、補助率は98.2%です。

次のページをお願いします。

3項1目4節選挙費委託金の秋田県議会議員一般選挙費委託金752万6,000円は、令和5年4月の任期満了に伴う秋田県議会議員選挙の執行経費に対する委託金です。

このほか、5節統計調査費委託金から次のページをお願いします。8目の教育費委託金までは、主に県からの権限移譲に係る委託金及び交付金等、委託を受けた事務実績に応じて交付されるもので、4年度の実績見込みにより計上しています。

34ページをお願いします。

17款1項1目1節総務費寄附金のふるさと鹿角応援寄附金2億5,000万円は、寄附金の収入見込みなどにより計上しています。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、財源調整として7億5,000万円を繰り入れます。

次のページをお願いします。

2目1節公共施設解体基金繰入金5,300万円は、旧尾去沢保育園の解体工事費に、3目1節まちづくり基金繰入金1億3,600万円は、観光資源ブラッシュアップ事業、市営住宅整備事業、スキーと駅伝のまちづくり事業、総合競技場公認更新整備事業の4事業に充当します。

4目1節ふるさと鹿角応援基金繰入金3億5,000万円は、元気で健やかな暮らしを支える取組や、未来に羽ばたく人材を育てる取組など、応援メニュー6分野30事業に充当します。

8目1節企業立地促進基金繰入金2,862万円は、市内企業4社に対する企業立地助成金に充当します。

40ページをお願いします。

20款5項5目1節雑入の下段になりますが、スポーツ振興くじ助成金1億円は、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金で、総合競技場公認更新整備事業に充当します。

21款市債については、第3表地方債で説明したとおりです。

以上で歳入の説明を終わります。

○**館花委員長** 議会事務局長。

○**佐羽内議会事務局長** それでは、歳出1款1項1目議会費について説明いたします。

43ページをお開き願います。

令和5年度の予算額ですが、総額1億6,736万2,000円で、前年度と比べ1,035万4,000円、

5.8%減となっております。

減となった主な要因としましては、議員人件費1名分の減及び市議会50年史の作成経費の減などによるものです。

コード0001議員人件費は議員17人分、コード0010職員人件費については事務局職員5人分を計上しております。

次に、コード0105議会費ですが、会議録作成やぎかいだより発行に係る経費、議場映像配信システム運用に係る経費、議会のペーパーレス化によるタブレット端末に係る経費など、令和5年度に予定されます議会活動に要する経費を積み上げまして、予算計上をいたしております。

以上で1款の説明を終わります。

○**館花委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 続きまして、歳出2款総務費のうち、当委員会に付託された項及び9款、12款、13款について説明します。

初めに、職員数については、一般会計の一般職の職員数は、前年度比4人増の243人で、金額は、17億6,413万6,000円、2.2%の増となりました。特別会計と企業会計を含めた全会計の職員数では、前年度比4人増の272人となっています。

また、一般会計の会計年度任用職員については、フルタイムが23人、パートタイムが117人で、合計140人となっています。詳細は、197ページ以降に給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

それでは、44ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、0005人件費のほか、45ページの0101秘書経費や、0105総務管理費となります。

46ページをご覧ください。

中ほどより少し下にございます、庁用備品購入費247万3,000円は、ウェブ会議やプライバシースペース確保のため庁舎内に設置するワークボックスの購入費を計上しております。

少し飛びまして、49ページから50ページをご覧ください。

3目職員管理費は、人事管理費、職員研修費、職員福利厚生費に係る経費を計上しております。

4目財政管理費は、予算編成に係る事務経費と、51ページになりますが、基金積立金を計上しております。

同じページの5目会計管理費は、会計事務に係る諸経費を計上しておりますが、銀行送金に係る手数料を増額しております。

6 目財産管理費の 52 ページ、0120 公共施設解体基金積立金は、老朽化し、利用見込みのない公共施設解体に向け基金に積み立てます。その下、0501 老朽化施設解体事業は、老朽化により今後の利用が見込めない旧尾去沢保育園について解体工事を実施します。

54 ページをお願いします。

2 款 1 項 7 目企画費になりますが、0230 ふるさと鹿角応援基金積立金は、寄附金 2 億 5,000 万円を積立金に計上します。

同じく、コード 0305 鹿角キャンパス構想推進事業は、市の課題をテーマとした専門的研究を行う大学等に対して宿泊費等を支援し、政策研究所との共同研究の成果を市の事業に反映していきます。

55 ページをお願いします。

コード 0537 結婚新生活支援事業は、新婚世帯の生活基盤の定着を図り、経済的負担を軽減するため、住宅購入や引越し等の費用を支援しておりますが、所得要件を緩和するとともに、29 歳以下の補助額を引き上げます。

57 ページをお願いします。

こちらも 2 款 1 項 7 目企画費となりますが、0550 定住促進事業は、若者や子育て世帯の移住・定住を促進させるため、これまでの引越しや住居改修に係る支援に加え、新たに賃貸住宅への入居費用や家賃に対する支援を行います。

58 ページをお願いいたします。

8 目の地域情報化推進対策費は、市で敷設した光ファイバーケーブルや、地デジ難視聴対策で整備した施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

59 ページをお願いします。

9 目情報管理費であります。60 ページとなりますが、コード 0205 行政手続等デジタル化推進事業は、行政手続等のデジタル化を推進するため、外部人材としてデジタル行政推進アドバイザーを委託するほか、会議室等でシンククライアント端末が利用できるネットワークの無線環境の構築と、職員のテレワーク環境の構築や新たに主任級職員を対象に会議用タブレット端末の導入拡大を実施します。

10 目防災諸費、61 ページでは、新たに火山噴火対応装備品を整備するほか、避難行動要支援者の避難を安心して支援いただけるよう避難行動支援者保険に加入します。

62 ページをお願いします。

11 目地籍調査費の 0505 地籍調査事業は、八幡平地区山林の境界の調査や面積の測量などを実施

するため、地籍調査委託料等を計上します。

12 目契約検査費は、63 ページに続きますが、契約検査事務に係る諸経費を計上しております。

63 ページから 64 ページの、13 目諸費は、市民総合賠償保険、ふるさと会、返還金、市功労者表彰、遭難対策、自衛官募集事務に係る関係経費を計上しております。

少し飛びまして、77 ページをお願いします。

5 項 3 目の 0201 秋田県議会議員一般選挙費は、投票率の向上に向けた移動支援を行います。

次のページをお願いします。

6 項 2 目基幹統計調査費は、5 年に 1 度行われる住宅・土地統計調査のための経費等を計上します。

79 ページをお願いします。

7 項 1 目監査委員費は、監査事務に要する人件費、監査委員費のほか、監査事務に要する諸経費を計上しております。

飛びまして、161 ページをお願いします。

9 款 1 項 3 目消防施設費のコード 0510 消防車両等整備事業は、消防団 6 分団第 2 部の小型動力ポンプ付き軽積載車の更新経費を計上しております。

少し飛びまして、195 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目元金の 0105 定時償還元金は、前年度比 3.4%の増、196 ページ 2 目利子の 0105 定時償還利子は、前年度比 10.7%増で計上しております。

同じページ、13 款予備費は、今年度と同額の 3,000 万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○館花委員長 ここで午後 1 時まで休憩します。

**午前11時58分 休憩**

○

**午後 0時59分 再開**

○館花委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 29 号の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入 2 款地方譲与税以降全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○戸田委員 22 ページの 13 款使用料及び手数料の一番下の教育使用料の大湯ストーンサークル館展示ホール観覧料、さっきの説明で 130 万増えているんですけども、前年は何人くらい入館され

て今年は何れくらい見ているのか、その辺ちょっと教えてください。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 予算額ですが、ストーンサークル館の使用料については、前年度が400万円ですので、100万円の増となります。今年度、縄文体感促進事業の国庫補助の事業をしておりますので、そういうものによってPRした結果で来年度は入館者数が増えるだろうということでの増額要求であります。今年度の入館者等につきましては、ちょっと資料がありませんので、後でお知らせしたいと思います。

○館花委員長 宮野委員。

○宮野委員 ふるさと鹿角応援寄附金は2億5,000万円の予算を立てているのかな。令和4年度とは大体1億円くらい違うんだけど、見込んでいるのがね。やっぱり低く見込んだのかな。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 委員のおっしゃるとおり、今年度におきましては3億円を超えている状況であります。年によって増減がありますので、堅いところで2億5,000万円で予算措置させていただいております。

○館花委員長 宮野委員。

○宮野委員 低く見積もっているんだけど、今年はコロナも解禁になっているわけだよね。そういう点では鹿角家とかもいろいろ、あなた方も努力して手広くやってくれているから、今年は4億くらいいくのではないかなと。やっている商品もかなり評判がいいものな、鹿角の場合ね。そういう点で、すごく頑張っているなと思ってね、まず頑張って。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 先ほどの戸田委員のストーンサークル館の利用状況ですが、令和3年度につきましては入館者総数が3万500人ほどで、内展示ホールにつきましては1万6,000人ほど、令和4年につきましては12月末現在で入館者総数が2万5,600人ほどで、展示ホールについては1万5,000人ほどの来館者があったという状況でございます。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 歳出のほうでもよかったんですけども、宮野委員と同じふるさと納税ですが、数字の設定の仕方は先ほどお伺いしましたけれども、来年度、特に本年度に比べて工夫した点であったりとか、新しく進出する分野であったりとかやり方であったりとか、何かありましたらお知らせください。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 来年度なんですけれども、継続して返礼品の開発、また事業者の掘り起こしを進めていきたいと思っています。制度としましては、ワンストップ特例という制度がありますが、寄附者さんの利便性の向上ということで、オンラインを利用して申請を可能とするシステムを導入したいと思っています。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 これは質問ではなく要望になるんですけれども、鹿角市の税収に比べて、ふるさと納税1億、2億、3億ものすごい高い割合で、しかも、ちょっと間違えると桁が一つ違ってくる可能性も無きにしもあらずだと思います。日本全国では、それ専用の高給取りの職員を募集したり、そういうところも出てきてます。なぜならすぐにペイできるからだだと思います。つまり、職員の皆さんが税収を上げるって大変なことだと思うんですけれども、これに関しては皆さんの仕掛け次第で本当に可能性がある分野だと思いますので、担当の職員の方に限らず皆さんの知恵を絞っていただいて、私たちも何か思いついたらいろいろ突っ込みたいと思いますけれども、一般質問でも自販機の話であったりとか全国にいろいろ事例があると思いますので、この堅い2億5,000万円にこだわらず出来れば25億を目指して、ミラクルを起こしていただければ鹿角市の税収が一気に笑っちゃうくらい増えることになるとと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは意見です。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に歳出1款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、2款1項総務管理費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○戸田委員 45ページ中段の0101市長交際費240万円なんですけれども、この金額を見てびっくりしたんですけど、ちょっと大きいなと思いながら、昨年と一昨年の実績を見たところ、令和2年は46万円、令和3年は56万5,000円なんですけれども、ちょっと今年度は分からないんですけども、これだけ計上するという事は何か特別な理由、中身をちょっと知りたいんですよ。何で240万円必要なのか、ちょっとお聞かせください。

○館花委員長 畑澤副主幹。

○畑澤総務課副主幹 兼 秘書班長 金額につきましては、過去の例に倣いまして予算計上しており

まして、ここ5年間くらいの実績を申しますと、平成29年が150万円程度、平成30年が163万円、令和元年が126万円で推移しております。ここ2年はコロナの影響で、令和2年で46万円、令和3年で56万円、令和4年ですと12月時点で、90万円程度で推移しております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 コロナ禍で下がったということ。

それでは、何が一番内訳が多いんですか、支出の内訳としては。食事とかいろいろあると思うんですけども、その辺ちょっと分かれば教えてください。

○館花委員長 畑澤副主幹。

○畑澤総務課副主幹 兼 秘書班長 交際費の内容につきましては、公開しておりますけれども、今年1月からはホームページでも公開しております。

内訳については、会合等の会費や市の表彰者に関しての香典といった内容になります。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 人件費になりますから全般だと思いますが、先ほど職員数とか教えていただきましたが、基本的には243人、ほかを合わせるといろいろあるでしょうけれども、要は人数的にちょうどいい数字なのか不足しているとか、そこら辺もし問題なければいいんですけども、まだ増やす必要があるとかこれから減らしていくとか、そういうお話がありましたらお知らせください。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 職員数に関しましては、職員の適正化計画に基づきまして毎年計画的に職員のほうを採用しております。現状では不足とかそういうことなく推移しております。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 57ページのコード0550定住促進事業の説明がございましたけれども、ふるさとライフ家賃等支援補助金、これたしか新年度新しい補助金だと思うんですよ。この201万円の内訳、どういう形で補助されるのか教えてもらってもよろしいですか。

○館花委員長 児玉副主幹。

○児玉政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 201万円の内訳ですけれども、まず、この対象となるのが若者世帯の家賃で初期費用。例えば、礼金やそのもろもろの契約に係る初期費用ということで上限3万円、あとこれに家賃ということで、子育て世帯に関しては月額2万5,000円を上限、あと若者世帯、単身での40代未満の方の家賃ということで月額2万円で、計算として201万円となります。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 計算で何人くらいを見ていらっしゃるんですかね。その計上で人数的なところ、逆算すれば分かるんでしょうけれども。

○館花委員長 児玉副主幹。

○児玉政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 今回の対象者につきましては、継続ということで2年を予定しております。ですので計画としては、2年以降、例えば我々が実際事業をやっている空き家対策の空き家バンク等を買うまでのつなぎと言いますか、移住してきた初期の部分が手薄だったということで、次の部分まで考えていただくための施策として今回家賃補助をしております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 分かりました。

あともう一点ですね、60ページを見てもらいたいんですが、一番上0205行政手続等デジタル化推進事業、その下4段目のデジタル行政推進アドバイザー業務委託料380万円。これ、ちょっと私分からないんですけども、これ昨年あたりからだったと思っているんですけども、これは庁舎に人が在席してやっていたらいいのかなかですね。その委託期間とか、ちょっとその辺詳しく教えてもらってもよろしいですか。

○館花委員長 黒澤政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 特別給付対策室長 デジタル行政推進アドバイザー業務委託料ですけども、こちらのほう民間事業者をプロポーザルにより決定いたしまして、アドバイザー業務を委託しております。令和4年度から始めた業務でありまして、令和5年度も実施する予定としております。したがって、その方が市役所に常駐するわけではなくて、随時オンラインの会議をやるとか、職員研修の場合は来庁していただくとか、そういうやり方で業務を行っております。期間につきましては、1年度ごとの契約期間としております。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 すごい細かいところなんですけれども、46ページ。

先ほど、総務課長の説明で庁用備品購入費ワークボックスというものがあつたんですけども、いまひとつ詳しく。庁舎空きスペースいっぱい増えていると思うんですけども、どういったものなのかをお願いします。

○館花委員長 似鳥政策監。

○似鳥総務課政策監 兼 行政班長 庁用備品購入費予算の247万3,000円ですが、ウェブ会議用のワークボックスということで、今現状でウェブ会議ができる端末とかの環境を整えているんです

けれども、場所が不足しておりまして、その中で2階の図書室とかオープンな所でゆったりしている状況でして、プライバシーの配慮の問題もありまして、ウェブ会議用のスペースを二部屋設ける内容となります。組立て式の四方壁に囲まれたスペース、上は吹き抜けるんですけども、そういった簡易の形で組立て式の会議スペースを設けたいと思っています。縦横2メートル四方程度のスペースで、一つは1階に置いて、もう一つは2階に置く想定で、ボックスと表現していますが、ブースをイメージしてもらえればと思います。

○館花委員長 宮野委員。

○宮野委員 移住とか定住でね、大湯のほうにもね、あなた方を通してきているのかきていないのかわからないんですが、何人か来ていますね。私のところにもね、三日ほど前に千葉の人でね、こっちに住みたいと。そういう人方ね、第一印象で鹿角をね、自然が非常に豊かだしね、各地に温泉もあるし、とそういうことで来るんだよね。私の感じるところね。

ただ、こういう支援金とか補助金とか、これは2番目に考えることなんだよな。第1に考えるのは、やはり雰囲気がいい自然がいいと、そういうことだよな。

私も一般質問で、熊で封鎖している道路解除したらいいじゃないかとそういった話ね。せっかく来てね、あちこち歩いて道路とか林道とか各山が封鎖されているとね、どこにも行けないんだよな。そういう意味で私言ったんだけどね。

こういう自然をやっぱり、もっともっとアピールしないとね。そのときスマホとか何かを見て補助金の話とかね、それから気にしているのはやっぱり活性化されているのかされていないのか、それはやっぱり選挙から引っ張ってきたりね、そういうの見ながらね。でもやっぱり自然がいいということだね。

三日ほど前に千葉から来た人はね、縄文の文化が好きだと。そういう人もいるもんだよね。早速部屋探してくれと、部屋の紹介はしてあげただけだね。そういう人方も結構いるよね。ただ、市を通して来るか来ないかは、また別なんだけれども。ここ5年くらいでね、私大湯の下ノ湯地区なんだけども12人くらい増えたよね。12人もよく増えたもんだと思って。

戻せばね、そういう金額的なものもあるんだけど、やはり自然そのものもね、あなた方も頭の中に入れてね、やっぱりこれから取り組んでほしいなど。それをぜひお願いしたい。

○館花委員長 政策企画課長。

○金澤政策企画課長 おっしゃるとおりでありまして、こちらにお試しツアーで来られた方ですか、また首都圏で開催される移住フェアで鹿角市のブースに来られた方、やっぱり自然環境の豊かさを大変気に入ってくださっております。それを市のPRの一番の売りとして、併せて子育てのし

やすさですとかも紹介しながら、何とか移住につなげているというような状況にあります。今回新たに家賃補助も創設しますけれども、そういった制度もPRしながらさらに移住者が増えるように取り組んでいきたいと考えております。あと先ほどおっしゃられたような方で、もし市の制度を活用しておられない方がいらっしゃれば、ぜひ市のほうへ紹介していただければ助かるなと思います。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 55 ページの中段、出会い応援事業と結婚サポート推進事業のこの2つ。予算的なことではないんですが、決算のときに言い忘れてまして、出会いとか若い人に出るよう毎年進めたりして毎年見ているんだけど、段々ともうマンネリ化してきたのかなというイメージがあります。現状、今日本全国、多分一番出会うきっかけがマッチングアプリが主流になっていて、それによって結婚された方っていうのも全然めずらしくない時代になってきて、かなり背景が変わってきたのかなと思います。なので、例えばマッチングアプリを市で運営するとかそういうレベルの話ではなくて、例えば写真の撮り方であったりとか、自分のPRの仕方のアドバイスであったりとか、そんなことをプロに頼んでお願いしてアプリに参加しているという話も聞きますので、アイデアでいろいろまたできるかなということと、やはりだんだん男女の出会いの仕方が時代とともに変わってきているのかなという点がありますので、今後いろいろ検討していただければと思います。

ちなみに何か新しい工夫、将来的に向けてこうしていこうみたいなものが現状でありましたらお聞かせください。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 新年度につきましても、今年度同様の市主催のイベントを中心としながら、県と他市町村と協力して運営しておりますあきた結婚支援センターのほうで、委員がおっしゃったマッチングアプリを導入しておりますので、そちらのほうへ誘導しながら出会いの場を創出していければと思っております。またマッチングアプリについては、民間で運営しているものが多々あるようですけれども、やはり我々としましてはセンターのアプリが信用できるツールとしておりますので、そちらのほうを活用していきたいと思えますし、今委員からアドバイスいただいた写真の撮り方だとか自分のアピールの仕方、そちらについては我々も検討して新年度で何かできればと思います。

アドバイスありがとうございました。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 ふるさと納税のときも言いましたけれども、担当だけだとアイデアが足りないと思う

ので、庁内に若い方がいっぱいいると思いますので、大体今の流れって鹿角市役所に勤めていても絶対分かっているはずなので。そういった敏感な方たちの情報とかを入れてみんなでアイデアを出し合っただけならばと思いますのでよろしくをお願いします。

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、5項選挙費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野委員。

○**宮野委員** 答弁はいりません。

先ほども投票率の件を話しました。何とか事務局長、選挙管理委員会委員長をはじめ協力して、ぜひ投票率が上がるように何とかひとつ努力してください。お願いします。

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、6項統計調査費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、7項監査委員費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、9款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○**戸田委員** 消防団員報酬 720 人分ということですが、必要な人数と今の実態とどれくらい差があるのか、その辺ちょっとお知らせください。

○**館花委員長** 木村次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 消防団員の現在の人員数については、2月1日現在で699人となっております。条例の定数につきましては、892人ということで定数より200人ほど少ない状況であります。

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 女性消防団が増えてきていますか。何人くらい女性はいらっしゃるんですか。

○**館花委員長** 木村次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 女性消防団員につきましては33名が在職しております。なお、今年度に

入りまして5名の方が新たに入団しております。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 車両更新であったりとか建物更新は計画どおり今のところ順調にしているのかの確認と、あとは現場からの要望があっても予算的に厳しいので、配置であったりとか更新とかが進んでいないという点がもしございましたらお知らせください。

○館花委員長 木村次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 まず、車両それから施設の更新計画につきましては、総合計画にも掲載しておりますけれども、今のところ計画的に車両なり施設のほうは建設しております。あと現場のほうの要望ということでは、個人対応のものもございましてけれども、こちら消防団員の要望を聞きながら年次計画に取り入れながら更新するように努めております。

○館花委員長 ほかにございませんか。宮野委員。

○宮野委員 一つだけ教えてください。

十和田湖出張所のほうは順調にいらいますか。

○館花委員長 奈良部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 十和田湖出張所に関しては、救急の初期対応だけではなくてドクターヘリの警戒、それらも含めて順調に行っております。

○館花委員長 宮野委員。

○宮野委員 今そこに職員は何人行っているの。

○館花委員長 奈良部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 小坂分署から2人常時24時間出向しております。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 161ページの2目施設改修工事費と3目の施設解体工事費、これはどこの工事なのか教えてください。

○館花委員長 木村次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 まず、施設改修工事費204万6,000円につきましては、八幡平小山、無蓋の防火水槽、こちらの周囲フェンスの設置としゅんせつ工事となります。それから、施設解体工事費につきましては、八幡平長牛の現消防団の番屋の解体工事となります。長牛につきましては、今年度新たに建設しまして古いほうの番屋を解体するものであります。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、12 款公債費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、13 款予備費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 29 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、5 陳情第 4 号「免税軽油制度の継続を求める陳情」について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。栗山委員。

○栗山委員 これは、現状免税されているということで、一般の企業であればやはり直接会社の利益につながるわけですし、ほかとの平等感とか、そういった問題もあるんですが、こちらに関しては、市民福祉の向上であったり、そういったところに貢献されている事業者で現状免除されていて、ましてこれから燃料高騰もろもろ大変な時代を迎えたタイミングで今までのルールを変えてしまうというのは非常に厳しいのではないかとということで、この陳情に関しては願意妥当だと思われま

す。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も同じ意見です。

○館花委員長 宮野委員も同じですか。

○宮野委員 はい。

○館花委員長 今、委員の皆様は願意妥当という意見となっております。

それでは、本陳情を採択とすべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、5陳情第4号につきましては、採択とすべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。ございませんか。財政課長。

○相川財政課長 資料に記載はございませんが、定例会最終日での追加提出議案といたしまして、令和4年度及び令和5年度の補正予算案の提案をそれぞれ予定しております。

現在、金額等については精査中ではありますが、内容といたしましては、国のコロナワクチン接種の在り方の議論を踏まえて予算化することとしておりました、ワクチン接種体制確保及びワクチン接種事業費を令和5年度予算に追加します。また、労務単価の上昇等に伴いまして事業費を追加する必要がございます。併せて、令和4年度補正予算といたしまして、ワクチン接種事業関連の債務負担行為設定、また生活保護費に関わる繰越明許費の追加、農地災害復旧事業等が国予算の関係上、令和4年度から令和5年度予算で執行しなければならなくなった等、関係予算を調整する必要がございますので、これらの対応をさせていただきたいという内容となります。

以上で説明を終わります。

○館花委員長 そのほか委員の皆様から何かございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

## 【閉 会】

○館花委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措

置りたいと思います。

最後になりますが、ここで少しお時間をいただきたいと思います。

定年退職される職員をご紹介させていただきたいと思います。

当総務財政常任委員会に出席されております、議会事務局長の佐羽内浩栄さんが、3月31日をもって定年退職されることとなります。

長きにわたりまして、鹿角市のために勤務され、定年退職を迎えますこと誠にお疲れ様でございました。在職中における熱心な仕事ぶり、実践は、当初よりお変わりなく、深い感銘を受けております。定年は人生における再出発と申しますので、拍手をもって送らせていただきたいと思えます。長い間、本当にお疲れ様でした。

ここで、佐羽内議会事務局長より、ごあいさつをいただきたいと思えます。

○**館花委員長** 佐羽内事務局長。

○**佐羽内議会事務局長** 発言の機会をいただきましたので、一言お礼の挨拶をさせていただきたいと思えます。

今年度末を持ちまして、長年お世話になりました市役所を退職することになりました。私は、市庁舎が完成した年、昭和60年に採用となっております。引っ越ししたことやセレモニーをやったこと、懐かしい思い出として残っているところです。38年にわたります市役所職員として最後の2年間議会事務局長ということでありまして、委員の皆様には大変お世話になりました。委員の皆様のご理解とご協力によりまして大過なく終えることができました。心より感謝を申し上げます。

またこれまで、よき先輩、優秀な後輩職員に恵まれまして、職員生活を全うすることができたものと思えます。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

退職後ですが、私、野球をやっているしまして、還暦野球チームに所属しておりますので、野球を楽しみながら一市民として過ごしていければいいなと思っております。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○**館花委員長** ありがとうございました。

市政のため、ご尽力いただきました佐羽内議会事務局長を、今一度大きな拍手でお送りしたいと思います。本当にお疲れさまでございました。（拍手）

○**館花委員長** ありがとうございました。

それでは、ただいまの時刻をもちまして、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、来週13日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時45分 閉会